

大分県報

平成二十八年
号外（一三四）
十二月一日

（木曜日）

目次

公安委員会規則

傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部改正……………

告示

保安林の皆伐面積の限度の公表……………

○公安委員会規則

傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月1日

大分県公安委員会委員長 高橋治人

大分県公安委員会規則第12号

傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

傍受令状等の請求等を行うことができる司法警察員の指定に関する規則（平成12年大分県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1号中「（地域課を除く。）」を削り、「刑事部」の次に「、交通部」を加え、「（機動隊を除く。）」を削り、第2号中「及び刑事官」を「、刑事官及び交通官」に改める。

附則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

○告示

大分県告示第六百五号

平成二十八年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。

平成二十八年十二月一日

大分県知事 広瀬 貞

保安林種

単位区域名

許可できる面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

山国川地区	四七三・一七
山国川地区	四五六・四四
山国川地区	六〇・二四
山国川地区	九五・七一
山国川地区	二五二・〇四
山国川地区	五一六・七三
山国川地区	一、五八五・七四
山国川地区	二二四・七七
山国川地区	一一一・七三
山国川地区	九五七・二五
山国川地区	六四〇・八六
山国川地区	八七五・九四

土砂流出防備保安林

山国川地区	一八〇・九一
山国川地区	三二・二一
山国川地区	二七・五一
山国川地区	五九・二八
山国川地区	三六・一五
山国川地区	一三〇・〇六
山国川地区	一三三・七八
山国川地区	九五・四〇
山国川地区	一三三・七三
山国川地区	一一三・六九
山国川地区	三三・七二

土砂崩壊防備保安林

大分川地区	〇・一八
大分川地区	〇・〇八
大分川地区	〇・〇八

防風保安林

別府地区	〇・一四
------	------

平成二十八年十二月一日

大分県報号外(告示)

二

保健保安林	干害防備保安林
大分南部地区	山国地区 駅国地区 西国地区 東国地区 分川地区 大野地区 北海部地区 北海部地区 日匠川地区 日田地区 玖珠川地区
九三九 二六六 六六四	三三六 三五六 三〇〇 四〇一 三〇八 〇九四 六〇九 一〇六 二四八 一〇八 二四八 一〇八 六九四